



上司にしつこく食事に誘われ、困っている。



「止めてください」とはっきり相手に伝える。
もしくは信頼できる人に相談しよう。

セクハラは、職場における異性又は同性からだけでなく、取引先や顧客などの利害関係者からの性的な言動*も対象となります。

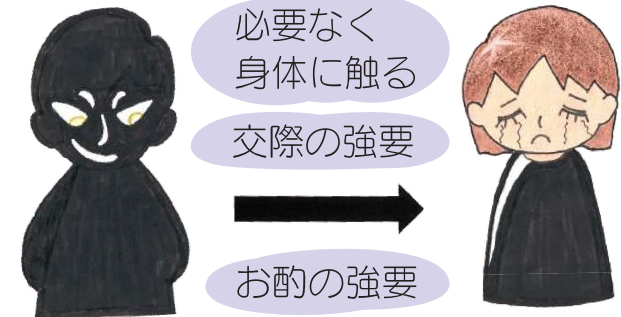
- ※性的な言動：①性的な関心や欲求に基づくものをいい、
②性別による役割を分担すべきとする意識に基づく言動、
③性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。



セクハラになる可能性があるもの

- ・身体への不必要な接触
- ・性的な話をしたり、性的な噂を流す
- ・しつこく食事やデートに誘う
- ・わいせつな絵や写真を掲示する など

《セクハラの例》



「彼氏はあるの？」
「子どもはまだ？」
などの発言

POINT

セクハラ防止対策は使用者の義務です

鳥取県中小企業労働相談所

しごとのなやみ

労働相談はみなくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396